

○松本市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成20年3月31日

告示第155号

（目的）

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づいて市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求その他必要な支援について定めることを目的とする。

（支援の種類）

第2条 支援の種類は、次に掲げる審判の請求（以下「審判請求」という。）並びに審判の請求に要する費用（以下「申立費用」という。）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に係る費用の助成とする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

（審判請求）

第3条 市長は、配偶者若しくは二親等内の親族がない要支援者（審判請求をする三親等又は四親等の親族が明らかに存在する要支援者を除く。以下この条において同じ。）又は親族があっても音信不通の状況等にある要支援者であって、本人の保護のために支援を行うことが特に必要であると認めた者（以下「対象者」という。）の審判請求を行うものとする。

（審判請求の費用負担）

第4条 市長は、審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第5条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判請求費用について、対象者又は関係人が負担すべきであると判断したときは、負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対し行い、対象者又は関係人に求償するものとする。

(報酬の助成)

第6条 市長は、審判請求により成年後見人等が選任された場合であって、当該審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められるときは、月額28,000円を限度額として当該報酬費用を助成するものとする。

(申請)

第7条 成年後見人等又は成年被後見人等（以下「申請者」という。）は、助成金の支給を申請しようとするときは、松本市成年後見制度利用支援助成金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(通知)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、その旨を松本市成年後見制度利用支援助成金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第9条 成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況等に変化があったときは、松本市成年後見制度利用支援助成金支給中止（変更）届（様式第3号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第10条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況等の変化又は死亡等により助成の理由が消滅若しくは著しく変化したと認めるときは、助成を中止又は助成金額を変更することができる。

2 市長は、助成を中止又は助成金額を変更するときは、松本市成年後見制度利用支援助成金支給中止（変更）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けた者に対して、既に支給した助成金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第88号）

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市成年後見制度利用支援事業実施要綱による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和５年２月２８日告示第６５号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

松本市成年後見制度利用支援助成金支給申請書

(あて先)松本市長

申請者 住所 _____
氏名 _____

松本市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

成年被後見人等	住 所			
	氏 名		電話番号	
	性 別		生年月日	
	生活保護受給			
成年後見人等	住 所			
	氏 名		電話番号	
	職 業 等			
法定後見の種類	成年後見 保佐 補助			
請求金額	円			
添付書類	1 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの 2 財産目録の写し等資産状況の判明するもの 3 報酬付与の審判決定書の写し 4 その他()			

決裁					
上記申請について審査の結果、助成金の支給が(要・否)と認められますので、決定し、通知してよろしいでしょうか。				起 案 日	
係	老人指導主事	係 長	課 長	決 済 日	
				施 行 日	

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

松本市長

松本市成年後見制度利用支援助成金支給決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等に対する報酬の助成について、下記のとおり決定しましたので、松本市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定により通知します。

記

1 助成決定

成年後見人等	住 所	
	氏 名	
	職業等	
成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
報酬費用助成決定額	円	
報酬費用助成決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

2 却下

理由

様式第3号(第9条関係)

松本市成年後見制度利用支援助成金支給中止(変更)届

年 月 日

(あて先)松本市長

申請者 住所 _____
氏名 _____

松本市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
変更(中止)年月日		
変更理由		
中止理由		
添付書類	変更又は中止に係る証明書等を添付します。 1) 2) 3)	

決裁 上記届出について、審査の結果、助成金の(支給を中止・支給額を変更)することが適当と認められますので、決定し、通知してよろしいでしょうか。					
係	老人指導主事	係 長	課 長	起 案 日	
				決 済 日	
				施 行 日	

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

松本市長

松本市成年後見制度利用支援助成金支給中止(変更)決定通知書

年 月 日付けで届出のありました松本市成年後見制度利用支援助成金支給中止(変更)届に基づき次のとおり決定しましたので、松本市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 変更

成年被後見人等	住 所		
	氏 名		
	生年月日		
変更年月日			
変更理由			
変更内容	変更前	変更後	

2 中止

中止年月日	
中止理由	

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）